

第 8 次富山県医療計画の策定について（案）

1 医療計画策定にあたって

富山県では医療法第30条の4の規定に基づき、医療施策の進むべき道筋を明確にすることを目的として、医療計画を策定してきた。

令和3年度に第7次医療計画の中間評価を行ったところであるが、今般、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間として第8次医療計画を策定する。

2 医療計画の策定と地域医療構想

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化、連携の重要性が再認識された。他方、人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質と量が徐々に変化している。今後は医師の働き方改革にも対応しながら、持続可能な医療提供体制を求めて地域医療構想を着実に推進する必要がある。

3 医療計画の記載事項

国は、第8次医療計画の策定に向け検討会を設置し、昨年12月に「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」を公表したところ。

県では、国の「医療計画策定指針」や「検討会の取りまとめ」等に基づき、医療提供体制（5疾病・6事業、在宅医療）・医療従事者の確保・医療安全の確保・基準病床数等について検討を実施していく。

5 疾病（医療法第30条の4第2項第4号）

がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患

6 事業（医療法第30条の4第2項第5号）

救急、災害、へき地、周産期、小児医療、**新興感染症発生・まん延時における医療【新設】**

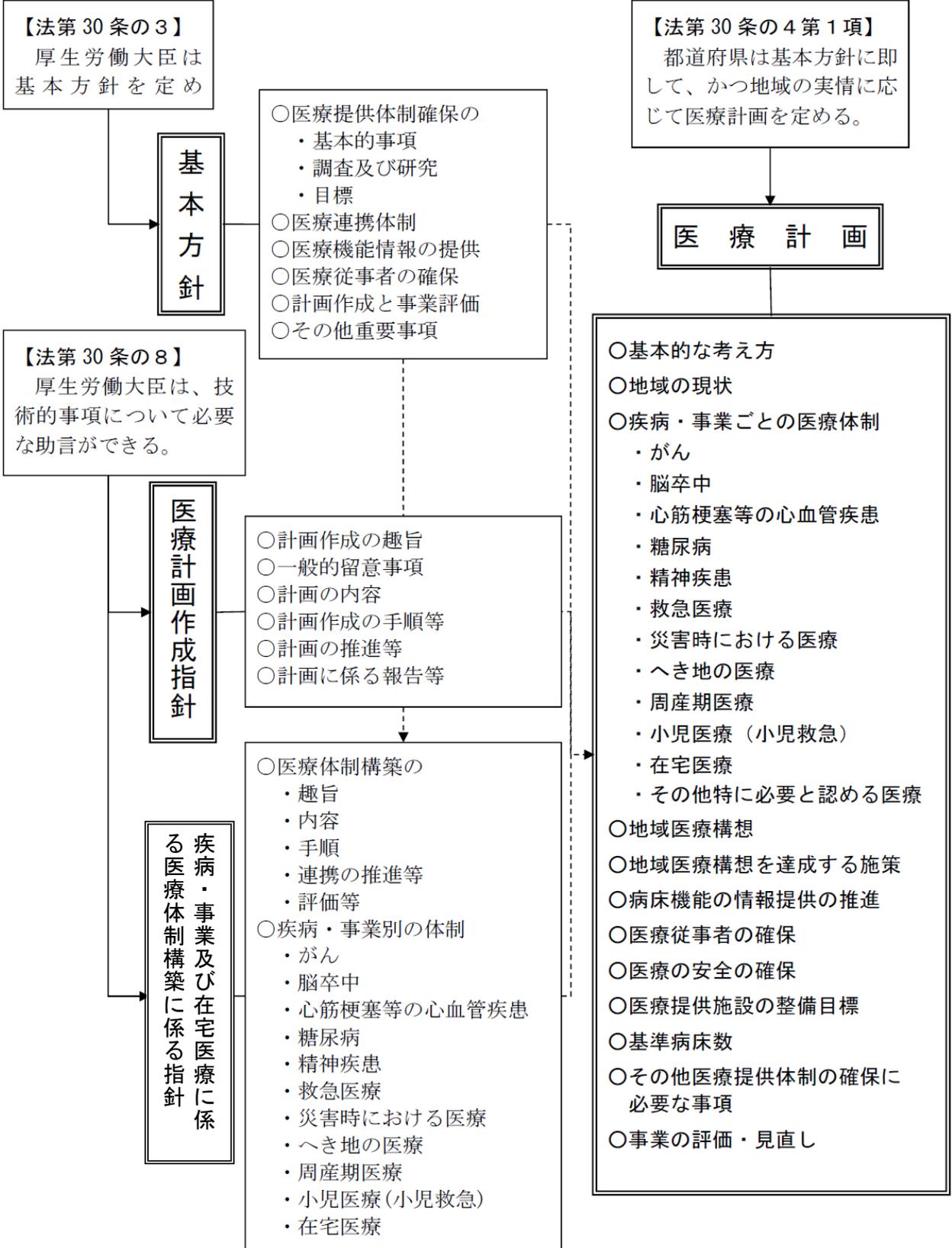
在宅医療（医療法第30条の4第2項第6号）

4 その他の計画等との整合性の確保について

医療計画は、国や県における他の関連計画等と調和を図りながら推進する必要があるため、以下の各計画等との整合性を確保する。

- ・富山県地域医療構想、富山県医師確保計画、富山県外来医療計画
- ・富山県高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画、富山県第6期障害福祉計画、富山県がん対策推進計画、富山県循環器病対策推進計画 等

(別表)



+

・新興感染症発生・まん延時における医療

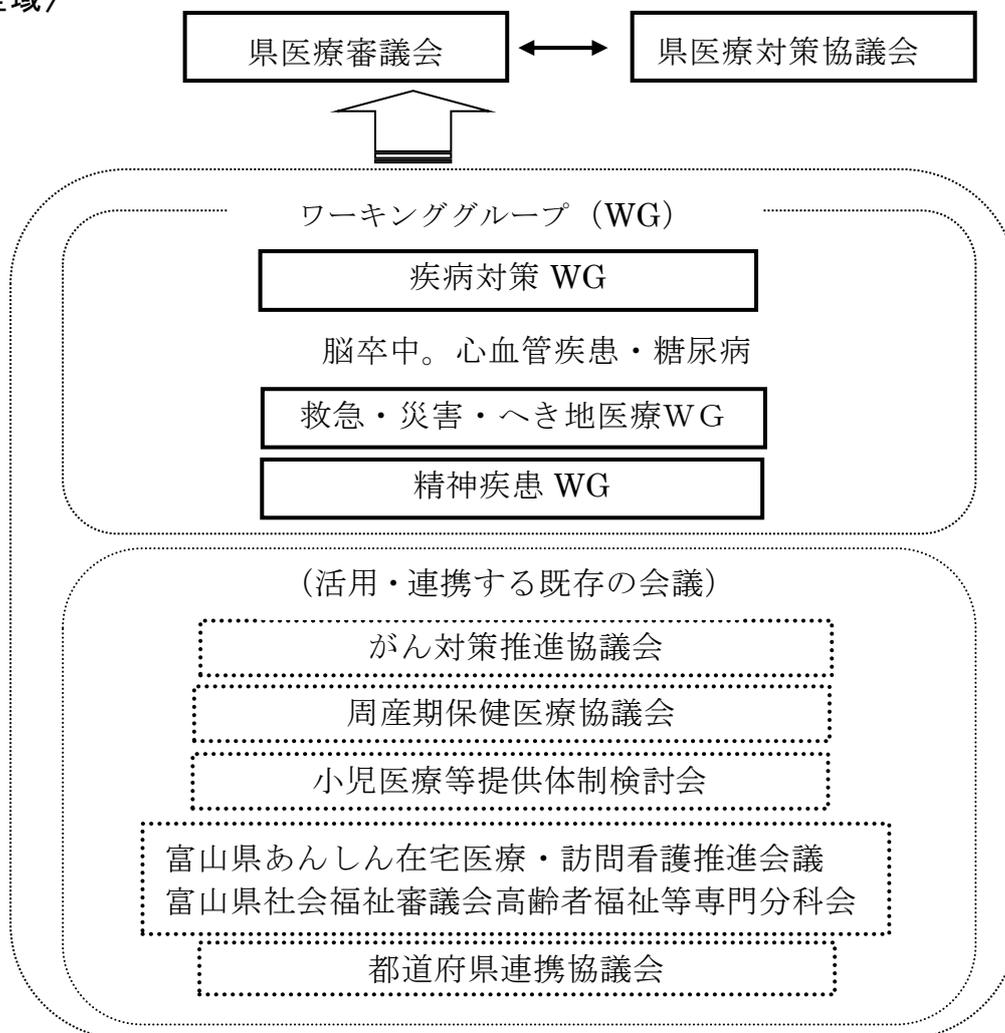
5 今後のスケジュール（案）

2023. 3月 第1回富山県医療審議会 「第8次富山県医療計画の策定について」
5-10月 ワーキング、地域医療推進対策協議会開催（2～3回程度）
11月 第2回富山県医療審議会 「素案の提示」
2024. 2月 パブリックコメント、市町村等への意見聴取
2024. 3月 第3回富山県医療審議会 「第8次富山県医療計画案」を諮問・答申

6 策定に係る組織（案）

ワーキンググループ（WG）等を設置、あるいは、既存の会議を活用・連携しながら、具体的な検討を行い、医療審議会及び医療対策協議会での協議、医療審議会の諮問・答申を経て、施行する。

〈県全域〉



〈4 医療圏ごと〉

